

令和5年度

# 危機管理マニュアル

高知県立嶺北高等学校

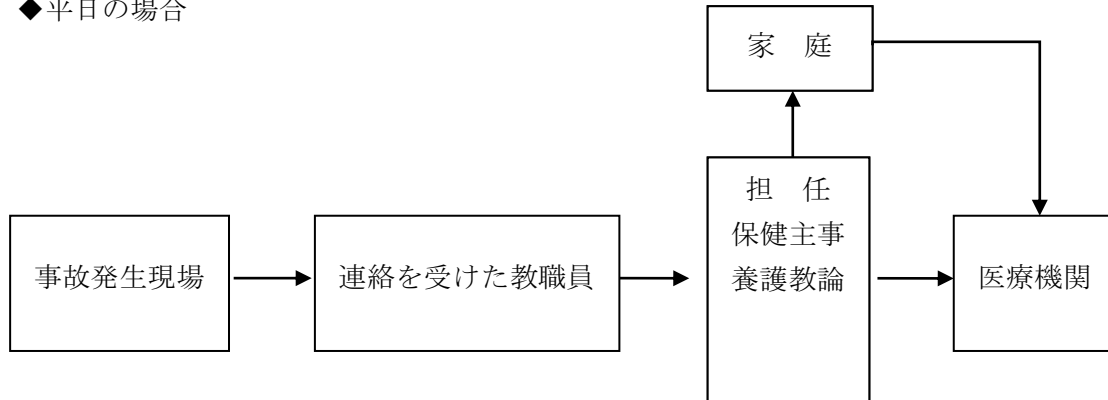
## 目 次

緊急事態発生時の救急、緊急連絡体制	1
① 暴力事件	2
② いじめ	4
③ 授業中の事故	6
④ 部活動中の事故	8
⑤ 差別事象（人権に関する問題）	10
⑥ セクシャルハラスメント	12
⑦ 不審者	14
⑧ 家出	15
⑨ 自殺予告	17
⑩ 伝染病の発生	19
⑪ 食中毒	21
⑫ 飲料水の汚染	23
⑬ 火災	25
⑭ 地震災害	26
⑮ インターンシップ等校外活動における事故	28
⑯ 弾道ミサイル発射	29

# 校内救急体制

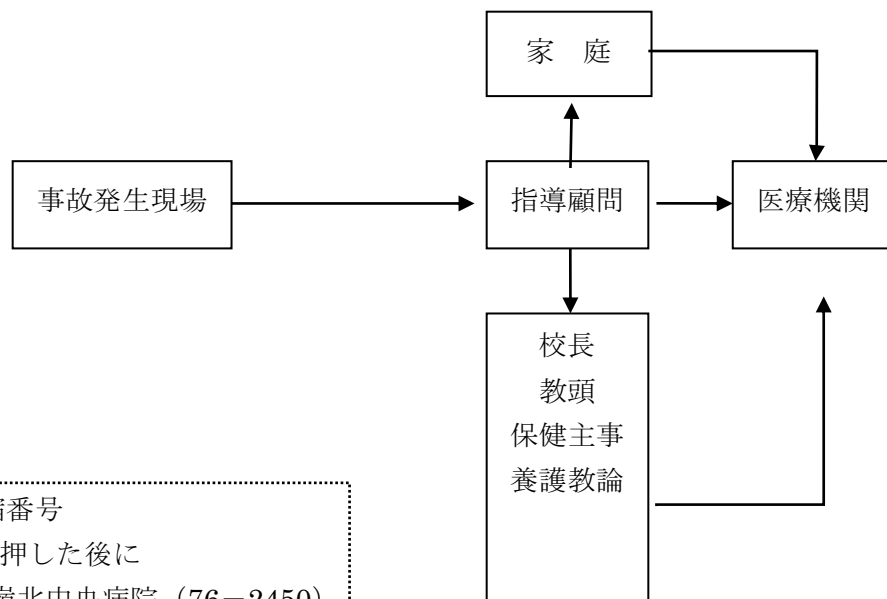
## 1 緊急連絡体制

### ◆平日の場合



### ◆部活動時の場合（休日も含む）

※病院を受診した場合は、後日、保健室に連絡すること



緊急短縮番号

⑨③を押した後に

73 嶺北中央病院 (76-2450)

72 嶺北消防署 (76-2806)

# ① 暴力事件

- ・ ケガをした生徒の応急処置及び病院での診察が最優先であり、保護者への連絡、関係機関と連絡した迅速な対応が必要である。
- ・ 周囲にいた生徒を落ち着かせ、事実関係を早急に把握するとともに、心のケアを行うことが求められる。
- ・ 日常の行動からは予見しにくい暴力行為を防止するため、生徒との触れ合いによる生徒理解の充実、教員間の情報交換、保護者との連携等により、前兆をとらえるための取り組みが必要である。

## 1 被害生徒の安全確保

- (1) 当事者や周囲の生徒への対応等が必要となるので、複数の教職員で現場に向かう。
- (2) 負傷した生徒に救急処置を行うとともに、直ちに他の教員に応援要請。救急車の手配等を依頼する。

## 2 関係機関への連絡

- (1) 管理職の迅速な私事のもと、分担して次の対応を行う。

### 【消 防】

- ・ 状況によっては救急車の要請を行う。救急車には教員が同乗（2名以上）し、状況説明を行う。

### 【警 察】

- ・ 状況によっては警察に通報する。

### 【教育委員会】

- ・ 事件発生 of 報告をし、助言を受ける。

## 3 保護者への連絡

- (1) 被害生徒の保護者に、負傷の状況及び搬送先の病院名等を伝える。
- (2) 加害生徒の保護者に、把握した事実を説明し、謝罪の方法等についても考えながら指導する。

## 4 周囲の生徒からの情報収集

- (1) 生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、暴力行為に至った経緯や暴力行為の状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を早急に把握する。

## 5 役割分担

- (1) 事件の概要について、全ての教職員で共通理解を図る。
- (2) 他の生徒、保護者、地域の人々、報道関係への対応、記録等について役割分担や対応方針を確認し、組織的に対応する。
- (3) 部外者への対応は、学校長・教頭を窓口とする。

## 6 他の生徒への指導

- (1) 生徒の動揺が予想される場合は、当該生徒の人権やプライバシーに配慮の上、事件についての説明を行い、憶測による噂が広まらないように努める。
- (2) 説明は、その内容について全教職員で共通理解した上で実施する。

## 7 保護者への対応

- (1) P T A役員、教育委員会等との連携を図り、緊急保護者会の開催等により、保護者への説明を行う。
- (2) 事件の概要や今後の学校の対応方針等を説明し、協力を求める。

## 8 その他

- (1) 事件の発生状況や指導の経過等を詳細に記録しておく。

### ◆未然防止のポイント

#### ① 生徒理解の充実

- ・ 授業や休憩時間等における生徒の日頃の行動や友人関係等について、触れ合いや観察等により得られた情報を教職員間で交換し、多角的に生徒をとらえるようにする。

#### ② 教育相談の充実

- ・ 家庭や学校のことなど、どの生徒も不安やストレスを抱えていると考えられる。一人ひとりの生徒に教師が積極的に声をかけ、不安等が打ち明けられる信頼関係を確立し、相談活動の充実を図る。また、自分のことや友達のことなどで心配なことは、いつでも相談にのることを日頃から折に触れ伝える。

#### ③ 関係機関との連携

- ・ スクールカウンセラーや相談機関から生徒理解についての助言を得たり、警察や補導センター等に学校の現状や指導方針について説明したりすることなどにより、日頃から相談できる関係づくりをしておく。

#### ④ 保護者との連携

- ・ 家庭での生徒の様子で、気になることがあればすぐに担任等に相談できるよう、日頃から協力関係を築いておく。

#### ⑤ 緊急対応の演習の実施

- ・ 校内研修等を通じて、緊急事態を想定した演習を行うことにより、事件・事故が発生した際の教職員の対応力を高める。

## ② いじめ

- ・ いじめは人権侵害であり絶対に許されない行為である。学校はいじめられている生徒の立場に立ち、全力でその生徒を守り、問題の解決を図る。
- ・ いじめられた生徒は心理的に非常に追いつめられた状況となる。本人の立場に立って共感的にかかわり、心のケアを図ることが求められる。
- ・ いじめの指導に当たっては、学校全体で取り組み、組織的に対応していくことが求められる。
- ・ 保護者との連携、協力関係築くことが必要である。

### 1 いじめられた生徒からの事実確認及び保護者への対応

- (1) 管理職や関係教職員で、これまでの経過を共通理解し、家庭訪問を行う際の配慮すべき点を確認する。家庭訪問では、学年主任等が担任に同行するなど複数で対応する。

#### 【生徒】

- ① 保護者の了承を得た上で、事実確認を行う。
- ② 生徒の思いや願いをしっかりと聞きながら、可能な限り詳細に聞く。
- ③ 生徒の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。

#### 【保護者】

- ① 保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
- ② 生徒と保護者に、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

### 2 対応方針の決定及び役割分担

- (1) 管理職や関係教職員で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。
- (2) 収集した情報は速やかに生徒指導担当者や管理職に伝えることができるように、教員の情報連絡体制を整える。

### 3 いじめた生徒・周囲の生徒からの事実の調査・確認

- (1) いつ、だれが、どこで、なにを、どのように、どうしたに基づき、正確に事実を把握する。聞き取る際には、生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに、思いこみや憶測が入らないように慎重に行う。
- (2) いじめられた生徒から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
- (3) 周囲の生徒から聞き取る際には、グループ面接など問いかけから聞き取りを行うなどの工夫を行う。

### 4 いじめた生徒・保護者への対応

- (1) 家庭訪問等により、生徒と保護者に直接対応する。その際、担任だけでなく学年主任が同席するなど、複数の教員で対応する。
- (2) 生徒に確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた生徒の心情を伝える。そして、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等についてともに考えながら指導する。

- (3) 保護者に、いじめの解決を通して生徒のよりよい成長を促したいという教員の願いを伝え、協力を求める。
- (4) 保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者とともに解決に向けての取り組みを考えながら、過程での子どもへの接し方等について助言する。

## 5 学級・学年全体への指導

- (1) いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- (2) いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。

## 6 指導の継続

- (1) 担任は、いじめられた生徒やいじめた生徒の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換したりするなど、継続して生徒の成長を見守る。
- (2) 関係した生徒の成長についての情報を教員間で定期的に交換し、共有化を図る。また、教員から声をかけ、見守ってくれるという安心感を伝えるようにする。

## 7 関係機関との連携

- (1) 生徒に対する継続的なカウンセリングを依頼するなど、スクールカウンセラーや相談機関と連携を図る。
- (2) 暴力や恐喝等を伴ういじめについては、早急に警察との連携を図る。

### ◆未然防止のポイント

#### ① いじめに関する構内体制の確立

- ・ いじめに関する委員会等を設定し、教員の認識を高める取り組みや、悩み調査を実施する取り組み、緊密な情報交換等により、いじめの早期発見に向けた取り組みを充実する。また、いじめは絶対に許さないという教員の姿勢を日頃から折に触れ生徒に示す。

#### ② いじめを許さない学校・学級づくり

- ・ 生徒会活動や学級活動を通して、いじめを見かけたら生徒がその場で注意することのできる、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。

#### ③ 教育相談の充実

- ・ 定期的な教育相談や、教師から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、生徒一人ひとりと話し合う機会を多く持つ。また、個人面接や集団面接等、面接方法も工夫する。

#### ④ 保護者・地域との連携

- ・ 保護者や地域からの情報が得やすいように、保護者や地域の協力者と定期的に連絡を取り合うなど、連絡体制を確立しておく。

## ③ 授 業 中 の 事 故

- ・ 被害生徒の救急処置を最優先にすることが大切である。
- ・ 理科・家庭科の実験・実習や体育の授業等実技を伴う授業では、突然の事故により生徒が精神的に動揺していることが考えられるため、第二の事故を起こさないように、生徒を落ち着かせるための対応が求められる。

### 1 安全確保

- (1) 授業担当教員は、生徒を落ち着かせ、安全に気をつけながらすべての実験を中止するよう指示する。

### 2 状況把握

- (1) 授業担当教員は、次のことを確認する。
  - ① 生徒の負傷の有無、負傷の程度
  - ② 教室や器具の被害の程度
- (2) 授業担当教員は、ガス漏れや火災等の二次災害が起こりそうな場合には、避難の指示を出す。
- (3) 授業担当教員は、安全確認した後、警察等の現場検証に備えて、教室に施錠するなどして現場の保存を行うとともに、現場の写真や対応等の記録を残しておく。

### 3 連絡

- (1) 授業担当教員は生徒に依頼し、職員室や近くの教室で授業している教員等に連絡し、応援を要請する。
- (2) その後、管理職に連絡する。

### 4 応急処置

- (1) 授業担当教員は、負傷した生徒の救急処置を行うとともに、負傷の程度により救急車の要請を他の教職員に依頼する。
- (2) 連絡を受けた養護教諭は、負傷した生徒の救急処置を引き継ぐ。

### 5 保護者への対応

- (1) 担任は校内救急体制を基に、負傷した生徒の保護者に連絡をとり、負傷の状況や搬送先の病院名等を伝える。
- (2) 管理職、担任、授業担当教員等が負傷した生徒を見舞い、負傷した生徒の保護者に正確な報告をするなど、誠意ある対応を行う。

### 6 事後指導

- (1) 他の教職員は、他の生徒が平静に授業を受けられるように事後指導する。

### 7 関係機関への報告

- (1) 管理職は教育委員会に報告を行い、今後の対応について指示を受ける。

### 8 対外的な窓口の一本化

- (1) 情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関との対応は、管理職があたり、窓口を一本



化する。

◆未然防止のポイント

① 指導計画の作成

- ・ 生徒がゆとりをもって観察・実験に取り組めるように、無理のない指導計画を立てる。
- ・ 観察・実験での生徒の実態を十分把握し、安全にかかわる指導内容を指導計画に位置づける。

② 実験前の安全

- ・ 経験を積んだ実験でも必ず予備実験を行い、安全性を確かめておく。
- ・ 準備の際に、観察・実験に使用する器具類の点検を行う。
- ・ 実施する実験での器具や薬品の安全な取り扱いの指導とともに、万一事故が発生したときの処置の仕方についても指導しておく。

③ 実験中の安全

- ・ グループ実験では役割分担を決め、責任をもって行うよう指導する。
- ・ 実験台の上を整理させる。(不要なものは片付ける。)
- ・ 実験の注意事項を守らせる。  
走ったりふざけたりしない。順序立てて実施し、あわてたり急いだりしない。
- ・ 実験中は適切な机間指導を行う。  
操作方法や実験の手順に誤りはないか確認する。
- ・ 必要に応じて保護眼鏡をつけさせる。

④ 実験後の安全

- ・ 責任をもって後片付けをさせる。
- ・ 廃液や廃棄物の処理は、環境に配慮した適切な指導をする。  
処理しにくい廃液は廃液入れに回収する。  
金属、ガラス、紙や木、プラスチック類等に分けて回収する。
- ・ 実験器具を点検させ、元の場所に返却させる。

※ 授業中の事故防止のみならず、学校生活の安全について各係・担当教員は、生徒に対し常に注意喚起し、安全確保に努めるようにする。

## ④ 部 活 動 中 の 事 故

- ・ 指導者は日常の練習の中で、常に生徒の安全確認をするとともに、生徒が安全の確保に協力し合う態度・習慣を身につけさせることが大切である。
- ・ 安全に部活動を行うため、器具・用具・活動場所の整備と点検を定期的実施する必要がある。
- ・ 顧問不在時の練習について、実施方法や活動内容等について学校全体で共通理解を図るとともに、校内の救急体制の確立とその徹底が必要である。

### 1 救急処置及び安全確保

- (1) 連絡を受けた教職員は負傷の程度を確認し、可能な救急処置を施す。
- (2) 他の教職員が救急車の出動を要請し、到着するまでに周囲にいた部員から事故の状況について聞き取っておく。救急車には教職員が同乗する。
- (3) 現場に残った教職員は、生徒たちの不安を除き、練習を中止するなどの適切な指示を行い、現場保存を行う。

### 2 危機管理体制の確立

- (1) 校内救急体制に基づき、校長は関係教職員を指示する。
- (2) 記録者を決め、事故発生時の状況・発生直後の対応等事故の経緯について簡潔かつ詳細に記録する。
- (3) 情報の混乱を避けるため、関係機関との対応は管理職が当たり窓口を一本化する。

### 3 保護者への対応

- (1) 保護者に生徒の様態や事故の状況、搬送先、学校の対応について、連絡・説明する。
- (2) 管理職、担任、顧問等は負傷した生徒を見舞い、交代で病院に待機するなど誠意ある対応を行う。

### 4 関係機関への連絡

- (1) 管理職は教育委員会へ直ちに第一報を入れ、その後、適宜状況を報告し、今後の再発防止に取り組む。

### 5 その他

- (1) 学校は事故原因や状況について生徒や教職員、保護者に説明し、今後の再発防止に取り組む。
- (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付（学校管理下における災害）の手続きは養護教諭が行う。

#### ◆未然防止のポイント

##### ① 部員の健康状態の把握

- ・ 指導者は事故を未然に防止するために、担任、養護教諭等との連携を図り、絶えず部員の心身の健康状態を把握しておく。

② 無理のない活動計画の作成

- ・ 部内における目標を明確にし、年間・期間・週間・一日の計画を立案し、無理のない活動計画を作成する。

③ 指導体制の確立

[指導者が活動の場に参加できない場合]

やむを得ず指導者が活動の場に参加できない場合や途中で活動の場を離れる場合は総括の生徒部に相談したり、他の部の指導者に監督を依頼したりして、部員だけでも安全に自主的に活動できる練習内容を明確に指示したりする。また、練習を中止するなど適切な措置をとる。

[職員会議等で全教職員が活動の場につけない場合]

交代制で活動状況を観察するなど体制を整備する。

④ 施設・設備

- ・ 施設・設備の安全点検の実施に当たっては、安全点検表等を作成し、定期的な安全点検の励行を図る。

⑤ 部員への安全管理に対する意識の高揚

- ・ 部活動場所の入念な整備、練習中における安全確保のための約束事等を決め、安全に対する意識の高揚を図る。

⑥ 校内の救急体制の整備

- ・ 学校内の救急体制を整え、役割分担を明確にし、教職員の危機管理意識の高揚を図るとともに、常に組織的に動ける体制を整えておく。

## ⑤ 差別事象（人権に関する問題）

- ・ 他者を中傷した発言や落書きは重大な人権侵害になることもあり、差別事象との認識に立ち、関係教育委員会等と連携し、組織的に取り組むことが重要である。
- ・ 教職員や生徒の意識実態の把握に努めるとともに人権教育の内容や指導方法を見直し、人権教育の在り方等の改善を図る必要がある。
- ・ 被害者生徒の人権回復を最優先とし、学校や家庭での指導について保護者と連携を密にする必要がある。
- ・ 落書きの内容は、生徒の家庭や地域の人々の中にある意識や感情が反映されたものであることも予想されるので、PTA人権教育研修を通じて保護者への啓発を図る必要もある。

### 1 事実の正確な把握

- (1) 発言や落書きを発見した教職員は直ちに管理職に報告する。報告を受けた管理職は、関係教職員とともに事実関係を正確に把握する。落書きの場合、写真等で記録した後、落書きを消去するよう指示する。

### 2 対応方針の決定

- (1) 関係教職員で構成した対策委員会を開催し、これまでの人権教育の取り組みを振り返るとともに、教職員自身の人権問題についての認識を問い直しながら原因や背景を分析し、対応策、指導方針、役割分担を決定する。

#### 〔対応方針〕

- ① 全教職員の課題として、学校の主体性において解決する。
- ② 差別（人権侵害）は人間として絶対許されない行為であるとの認識に立って、迅速かつ組織的、計画的に対応する。
- ③ これまでの人権教育の内容や指導方法（授業実践等）を見直し、人権問題を生徒自らの課題として、課題解決へ取り組む実践力を高めるよう指導の充実に努める。

#### 〔役割分担〕

- ① 校長は、対応状況、指導状況等を把握し、適切な指示を出す。
- ② 教頭を対応の窓口として一本化する。
- ③ 人権教育主任は、差別事象発生以降の取り組みの状況等について日時を追って詳しく記録するとともに、担任や教科担当等の関係教職員と一体となって計画を立て、指導に当たる。

### 3 関係機関との連携

- (1) 教育委員会へ連絡するとともに、関係機関等と連携して今後の対応を行う。

### 4 生徒への指導

#### 【対象生徒への指導】

- ① 個別指導や家庭訪問等により、事実を説明し、保護者と密接な連携を図りながら生徒理解に努め、きめ細かく対応し、将来有為な社会人に成長するための指導（進路保障）を充実する。

#### 【全学年の指導】

- ① 直ちに当該学級で、何が問題なのか分析を踏まえて指導する。また、学年集会や全学級で

の指導をし、生徒全員での共通理解を図る。

- ② 具体的な指導については、これまでの取り組みや生徒の実態に応じて適切に行うが、発言行為、落書き等の差別性に気づかせるとともに、差別をなくすことの今日的意義を理解させる。

#### 【指導に当たっての留意事項】

- ① どこがなぜ差別なのか、原因や背景として何が考えられるか、生徒に対してどう指導したらよいかなどの基本的な事項について教職員が共通理解を図る。
- ② 差別の厳しさだけを強調するのではなく、差別解消への展望をもつことができるようにする。
- ③ 個別指導や全体指導に際しては、生徒間の人間関係や連帯感を損なうことがないようにするとともに、生徒の人権に十分配慮する。
- ④ 一時的な指導で終わらないよう、計画的・継続的に指導の充実を図りながら取り組む。

### 5 PTAとの連携

- (1) PTAとの連携を図りながら保護者に対する研修の在り方を見直し、研修内容や方法を改善する。

#### ◆未然防止のポイント

- ① 人権教育の充実
  - ・ 人権教育を学校の教育活動全体に正しく位置付け、生徒の課題解決の実践力を高める。
  - ・ 各教科書等の特性を生かしながら計画的・系統的に指導する。
- ② 集団づくり
  - ・ 日常生活の中での人権にかかわる問題を生徒全員が、自分自身の問題として主体的に解決していこうとする集団づくりに努める。
- ③ 教職員の資質向上
  - ・ 教職員の人権意識を高め、授業実践・事例研究等を通して指導力の向上に努める。
- ④ 家庭・地域等との連携の充実
  - ・ 家庭・地域等との連携を図り、一貫した指導となるように努める。

## ⑥ セクシャルハラスメント

- ・ 教職員による生徒へのセクシャルハラスメントは、生徒の個人としての尊厳を損ない。安心して学ぶ権利やその能力を伸ばしていく機会を奪うなどの人権を侵害するものである。
- ・ 職場からセクシャルハラスメントをなくすためには、教職員一人ひとりが身近な言動を見直し、男女を対等なパートナーとしてみるように意識を改めることが必要である。
- ・ プライバシーの保護については十分配慮する。

スクール・セクハラについては、教職員の生徒に対するセクハラ、教職員間におけるセクハラ、教職員と保護者間におけるセクハラ、生徒間におけるセクハラが想定される。

### 1 対応方針の決定

- (1) 管理職や関係教職員で対応を協議し、情報の集約・外部との連絡・他の教職員への連絡等、基本的な対応を決定する。
- (2) 教育委員会に報告し、協議するとともに外部の相談機関とも連携し、以後の様々な段階で協力が得られるようにしておく。

### 2 防止のための取組

教職員及び生徒がセクハラとは何かを認識すると同時に、セクハラを受けた生徒の心の痛みや深い悩みについて、自らの問題として受け止める感性と被害者の人権を守るという姿勢を身につけることが大切である。

### 3 学校における防止のための具体的方策

- (1) 教職員研修の充実
  - ① 効果的・効率的に実施できるよう研修計画を立案する。
  - ② セクハラの基本的認識について、具体的な事例や処分内容等を通して理解を深める。
  - ③ セクハラが被害者に及ぼす影響、被害者の心のケア、被害者から相談を受けた場合の対応について共通理解する。
  - ④ ジェンダーとセクハラの関係、子どもの権利に関する条約等について理解する。
  - ⑤ 障害のある生徒の指導や介護の方法等において、セクハラとの関連について共通理解する。
- (2) 生徒に対する効果的な指導
  - ① セクハラに関する内容について、発達段階に応じて理解させる。
  - ② セクハラを受けた場合の対応の仕方や、被害を未然に防ぐための意思表示の仕方等の対応力を身に付けさせる。
  - ③ セクハラを許さない態度を育てる。

### 4 相談体制

#### 【生徒に対する相談体制】

- (1) 生徒や保護者、他の教職員からの苦情・相談に対応するため相談窓口及び防止委員会を設置する。
  - ① 相談窓口  
苦情相談員は、原則として人権教育主任を充てる。

相談内容を相談と苦情処理とに分類し、苦情処理については委員会に報告する。

② 防止委員会

被害者、加害者、第三者からの事実確認、注意指導  
必要に応じては県教委へ報告

- (2) 生徒・保護者に対して、相談窓口やその担当者を周知するとともに、外部の相談機関についても周知する。
- (3) 学校全体で相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- (4) 被害を受けた生徒の救済を最優先とし、必要に応じて外部の相談機関とも連携を図る。

**【教員に対する相談体制】**

- (1) セクハラに対する相談・苦情の窓口として、各学校に苦情相談員を置く。

① 苦情相談窓口

苦情相談員は、原則として教頭の職にある者を充てる。

- (2) 学校長及び苦情相談員と連携して適切な対応をとるため、教育委員会に総括苦情相談員が設置されている。(高等学校課課長補佐)

5 セクハラが起きた場合の対応

- (1) 被害を訴えた者への対応

- ① 複数の相談員で対応する。
- ② 事実関係を正確に把握する。
- ③ 継続的な支援活動を行なう。

- (2) 訴えられた教職員への対応

- ① 訴えられた教職員及び第三者から事実を確認する。
- ② 訴えられた教職員に十分な説明の機会を与える。
- (3) 課題を明らかにし再発防止に努める。
- (4) 必要に応じ県教委と連携を図る。
- (5) 訴えられた教職員に対して再発防止に向けた研修を行う。

6 教職員と保護者間におけるセクハラについては、上記5に準じた対応をする。

## ⑦ 不 審 者

- ・ 警察との連携を速やかに行うことが大切である。
- ・ 生徒に注意を喚起し、委員会や近隣の学校・地域・家庭に情報を伝え、被害が他に拡大しないようにすることが大切である。

### 【校門管理（警備員）】

校門

- 7:15 に解錠、門を開ける。
- 校門に面して1階に事務室と高校保健室。
- 無断での立ち入りを禁止する表示。
- 19:00 に施錠。

生徒用校門

- 7:15 に解錠、門を開ける。
- 19:00 に施錠。

### 【校舎入口管理（事務室）】

来校者用入口

- 事務室で受付をする。
- 関係者以外立ち入り禁止の表示。
- 中高への案内表示。
- 配達関係は2階職員室との表示。

生徒用昇降口

- 生徒用校門付近に高校教員用昇降口。

### 【来校者の管理】

- 来校者は事務室で受付のうえ、名簿の記入と名札の着用。

## 1 日常の安全確保

- ① 日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民等と連携して、情報を速やか把握できる体制をとる。
- ② 放課後等の安全確保のため、教職員による校内巡視等を行う。
- ③ 校門、囲障、外灯、校舎の窓、出入口や錠の状況の点検をし、破損があれば補修をする。
- ④ 死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置き場、駐車場や隣接建物からの侵入の可能性について確認をする。
- ⑤ 外来者には、事務室に声かけをし、来校者名簿に記入してもらうとともに、名札を付けてもらうことにより、外来者の把握をする。
- ⑥ 教職員は校内で挙動に不審を感じるなど見知らぬ人がいたら、「どのような御用事ですか。」などと声をかける。
- ⑦ 教職員間で情報交換、意見交換を行うことにより共通理解を深め、教職員一人ひとりが学校の安全管理について意識改革を図る。

## 2 緊急時の安全確保

- (1) 生徒の安全を第一に考えた対応をする。
- (2) 生徒からの通報があれば、ただちに管理職に連絡し暗号で職員を緊急招集し対応する。
- (3) 不審者への対応は複数で行なう。
- (4) 凶器を持っている場合は、警察に通報し生徒をすみやかに避難（体育館等適当な場所へ）させ、被害にあわないようにする。



## ⑧ 家 出

- ・ 未成年者の家出は自殺、犯罪等に巻き込まれることによる生命の危機や、性の逸脱行動につながるなどが考えられることから、関係機関と連携して、所在確認、保護を最優先していくことが大切である。その際、家出が長期化する場合も想定して、関係機関や地域と協力した体制づくりをすることが必要となる。
- ・ 家出の原因・背景は、本人や家族の問題だけでなく、他の人物のかかわり等も考えられる。すぐに事情を話せない場合もあり、家出という行為自体を一方向的に責めるのではなく、対話を基本としてじっくり指導することが重要である。
- ・ 学校の対応に当たっては、本人の人権やプライバシーに配慮するとともに、生徒の動揺を最小限にとどめることが重要である。

### 1 情報収集

- (1) 管理職は関係教職員を招集し、情報収集の方法や今後の対応について指示する。
- (2) 置手紙の有無、金品の持ち出し、家出時の服装や親戚・友人の立ち寄りの可能性等を具体的に保護者に確認する。
- (3) 関係機関等への対応の窓口及び指示系統の一本化を図る。

### 2 保護者への対応

- (1) 犯罪に巻き込まれたり、自殺したりするおそれがある場合を想定し、保護者に捜索願の提出を勧める。場合によっては、保護者とともに警察に出向く。

### 3 対応方針の決定

- (1) 収集された情報は管理職に迅速に伝えられるよう連絡体制を整える。
- (2) 管理職は、情報収集ができしだい教職員に説明し、友人からの聞き取りの実施、捜査の役割分担、連絡先、連絡方法等を決定する。
- (3) 友人から情報を収集する場合は、家出をした生徒の保護者の同意を得るとともに、他の生徒が興味本位になったり動揺したりしないように慎重に対応する。
- (4) 管理職は教育委員会に第一報を入れて、今後の対応を協議する。

### 4 捜索

- (1) 捜索に当たっては、立ち寄りが予想される場所を特定化したり、地域割りをしたりすることにより、円滑に捜査が進むようにする。
- (2) 捜索は可能な限り1チーム複数で行い、状況を定期的に学校に連絡をして指示を受ける。
- (3) 警察や補導センター等と連携を図りながら捜査を行う。

### 5 事後の本人への指導

- (1) 家出の原因・背景は複雑であり特定しにくい。また、すぐに事情を話せない場合もある。思春期の生徒は自立への願望、自由独立への要求が強い事などにも留意し、非を一方向的に責めるのではなく、担任は対話を継続し、立ち直りを支援していく。
- (2) 他の人物が家出にかかわっていることも想定して対応する。また、他の人物の関与や非行とのかかわりがある場合には、警察等と連携を図りながら指導する。

(3) 家出を繰り返す生徒に対しては、関係機関の助言を得て指導することも考えられる。

◆未然防止のポイント

① 生徒理解の充実

- ・ 日頃から生徒との触れ合いを通して、一人ひとりの表情や言動の変化をとらえるとともに、思いや願いの把握に努める。

② 教育相談の充実

- ・ 生徒の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整え、相談を通じて早期に悩み等を発見できるようにする。また、スクールカウンセラーや相談機関からの協力を得る。

③ 保護者との連携

- ・ 保護者に対しては、学年懇談等の機会を利用して発達段階に応じた生徒とのかかわり方についての情報を提供し、親子関係づくりの一助としてもらう。生徒が家庭内のことについての悩みをもっている場合は、保護者に子供へのかかわり方等について助言する。

## ⑨ 自殺予告

- ・ 生命の安全確保のための様々な措置を講じることが大切であり、真剣な訴えかどうか疑わしい場合であっても先入観で決めつけず、ささいなことがきっかけで行動に移すことがあり得ることを考慮し、行事の中止も含め、対応について慎重に判断する。
- ・ 気になる生徒の所在や動向を、早急に把握する必要がある。また、関係機関と連携を図りながら、緊急対応とともに長期的な対応をすることも求められる。その際、予告者を心理的に追いつめないよう十分配慮する。

### 1 対応方針の決定

- (1) 管理職や関係教職員で対応を協議し、情報の集約・外部との連絡・他の教職員への連絡等、基本的な対応を決定する。
- (2) 教育委員会に報告し、協議するとともに、PTA役員、補導センターや警察署等にも連絡し、以後の様々な段階で協力が得られるようにしておく。

### 2 校内の体制づくり

- (1) 校長は、緊急職員会議を開き、教職員に対して事情説明や今後の対応について伝える。
- (2) 自殺予告をした生徒の支援を図る観点から、気になる生徒について情報交換することなどにより、予告した生徒の特定・推定作業を進める。また、関係機関からできるだけ多くの情報を得るように努める。
- (3) 管理職が対応を判断できるよう、情報が正確・迅速に伝わるように連絡体制を整える。

### 3 所在の確認

- (1) 教職員で分担して全校生徒の所在を確認する。家庭訪問が望ましいが、時間的余裕のない場合は電話により確認する。
- (2) 保護者や生徒が不審に思わないよう、確認の仕方に配慮しながら、生徒の声の調子・表情や態度等に注意する。
- (3) 情報収集や対応が迅速に行なわれるよう、連絡用の電話を緊急に確保するなど工夫する。

### 4 自殺予告をした生徒の特定及び支援

#### 【特定された場合】

- (1) 本人の心情を受容するように接し、保護者と連携を図りながら自殺防止に万全を期す。
- (2) 精神科医やスクールカウンセラー等の専門家と相談しながら対応する。
- (3) 軽い気持ちで電話した場合には、行動を自省させることが必要であるが、本人の気持ちを十分に受けとめ、必要な支援を行う。
- (4) 生徒全体に指導する際、当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

#### 【特定されない場合】

- (1) 日頃の言動から気になる生徒について悩みや願いを聞き、必要な支援や指導を行う。
- (2) 次のような取り組みにより、自殺防止に向けて全校生徒や保護者へ働きかける。

(例)

- ① 緊急の全校集会で、生徒に「命の大切さ」「教員や友人への相談の大切さ」を考えさ

せる。

- ② 生徒集会で緊急アピールをする。
- ③ LHの時間話し合いをするなど、生徒の思いを汲み上げられる場をもつ。
- ④ 緊急のPTA役員会を開催する。学校・学級通信や通知文等で訴える。

◆未然防止のポイント

① 心の教育等の充実

- ・ LHや学級活動等の時間で、生命を尊重する心をはぐくむ教育や、困難を克服し生きる喜びや達成感を味わうことのできる活動の充実を図る。

② 生徒理解の充実

- ・ どの生徒についても、一日の学校生活全体を通して一人ひとりの表情や言動の変化をとらえるように心がける。また、教育相談等により生徒の悩み等の把握に努める。

③ 教育相談の充実

- ・ 普段と違う発言や行動が見られる場合には、それらを生徒が発しているサインと考え、これらのサインを見逃さず、担任等、人間関係の深い教員が積極的にかかわり、悩みの早期解決への支援を行う。

## ⑩ 伝染病（結核）の発生

### 1 医療機関への受診の勧め

- (1) 担任が相談を受けた場合、生徒の訴えた様子や、担任から見た生徒の日頃の咳等の様子を養護教諭に相談し、医療機関への受診を勧め、保護者に連絡をする。
- (2) その際、医療機関への受診を強く勧めるが、不安を与え過ぎないよう気をつける。

### 2 関係機関等への連絡

- (1) 生徒が結核と診断された場合、学校は速やかに教育委員会に発生の報告をするとともに、学校医及び所轄の保健所に連絡し、今後の対応について指示を求める。

### 3 情報収集

- (1) 結核と診断された生徒の過去の出欠状況や欠席理由の把握に努める。
- (2) 他の生徒や教職員の中に感染した者がいないか、日頃の健康観察等で健康状態を把握する。

### 4 保健所との連携

- (1) 学校は保健所が設置する「対策委員会」に加わるほか、定期外健康診断が実施される場合は保健所に協力する。
- (2) 学校は結核と診断された生徒以外の生徒については「ツベルクリン反応・BCGの記録」や「健康観察記録」、教職員については「定期健康診断受診状況」等の資料を整理し、保健所の調査活動に備える。※高校生は「胸部X線検査結果」

### 5 保護者への対応

- (1) 保健所からの要請で、定期外健康診断が実施される場合には、該当の生徒の保護者に対して文書で協力を依頼し、必要に応じて説明会を開く。
- (2) その際、結核と診断された生徒がいじめの対象にならないよう、当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

### ◆未然防止のポイント

#### ① 生徒の健康管理

- ・ 教職員は日頃から生徒の健康に気をつけ、病状が激しい場合や症状が長期化している場合には、養護教諭に相談するようにする。
- ・ 過去のツベルクリン反応記録や既往症、家族歴からみた要観察者に対し、学校内外での一体的な健康観察を継続する。

#### ② 教職員の健康管理

- ・ 教職員は、自身が発病すると生徒に集団感染させる可能性が高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を必ず受診し、有症状時には早期に受診する。

#### ③ 保健指導の充実

- ・ 学校医や保護者との連携により、生徒に対する保健指導を徹底し、結核に対する関心を高めるとともに、家庭での規則正しい生活を実践させる。

#### ④ 情報収集・緊急対応時の体制の整備

- ・ 卒業生を含めた患者発生等の情報が、責任者に確実に伝わるよう、情報の伝達体制を整

備するとともに、対外的な連絡窓口を一本化する。

- 保護者に対し、生徒が伝染性の疾患にかかったと判明した場合は、早急に学校に連絡することを徹底する。

# ⑪ 食 中 毒

## 1 早期発見

(1) 担任、養護教諭は生徒の欠席状況の変化に留意し、異常の早期発見に努める。

## 2 情報収集

(1) 担任は、出席者の様子や異常の訴え、早退者や欠席者の状況を把握する。

## 3 生徒への対応

(1) 症状ある生徒については、速やかに医療機関で受診し、診断結果を学校に連絡することを保護者に依頼する。

(2) 健康な生徒、症状のある生徒に精神的動揺も考えられるので、食中毒の正しい知識と2次感染予防について指導する。

(3) 入院や欠席している生徒については、担任等が病院や家庭を訪問し、見舞いするとともに、生徒の容態を確認する。

## 4 関係機関との連携

(1) 管理職は速やかに教育委員会に第一報を入れるとともに、学校医、学校薬剤師、保健所へ連絡し、当日及び翌日以降の学校運営（臨時休校、学校給食、プール使用）についての指示を求める。

(2) 管理職は対策委員会等を設置し、学校、家庭、地域及び専門機関が一体となって取り組める体制づくりに努める。

(3) 情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関との対応は管理職があたり、窓口を一本化する。

## 5 保護者との連携

(1) 保護者に対しては、学校保健委員会、PTA役員会、保護者説明会等を設け、事実を説明し生徒の健康調査、摂食調査、検便等の各種調査への協力を依頼する。

## 6 発生後の対応

(1) 生徒に対して、緊急の全校集会を開き、発生の状況を知らせるとともに、食中毒の正しい知識、手洗いの励行、衛生習慣の徹底等の健康管理に関する指導を行う。

(2) 重症であった生徒に対しては、登校後もその健康状況に留意する。

(3) 心的外傷後ストレス症候群（PTSD）の生徒に対し、カウンセリング等の支援を行う。

(4) 罹患生徒が、そのことでいじめに遭わないよう配慮するとともに、心のケアに努める。

(5) 食中毒の発生原因については、関係機関の原因の究明に協力し、その原因除去、再発防止に努める。

### ◆未然防止のポイント

#### ① 衛生管理体制の確立

- ・ 校長は、衛生管理責任者に衛生管理を徹底させるとともに、作業工程表を作成させ、調理、配膳を適正に実施させる。

② 連絡網の整備

- ・ 校長は、食中毒が学校の休業日や夜間に発生する可能性も考慮し、保護者に緊急時の学校への連絡方法を周知するとともに、学校から保護者への緊急連絡網を整備し、情報提供に万全を期す。

③ 日常の健康管理の充実

- ・ 担任、養護教諭は日頃から欠席状況、健康状態を記録、整備するとともに、生徒に対しては異常があった場合は速やかに教職員や保護者に知らせるよう指導する。
- ・ 保護者には、早めの欠席連絡の徹底を図る。



## ⑫ 飲料水の汚染

### 1 安全確保

- (1) 管理職は直ちに水道水の使用を禁止し、そのことを全校に徹底させるよう指示する。
- (2) 給食の中止、あるいは献立変更について、対応を検討する。

### 2 状況把握

- (1) 水道水を飲用した生徒及び教職員について、体調の異常を訴える者の有無とその症状や程度を調べ、調査一覧表を作成する。

### 3 施設設備の点検

- (1) 受水槽や配管等の施設設備の点検を行うとともに、指定業者に点検を依頼する。
- (2) 全ての使用場所の水道水を採取して観察する。そして、採取した場所と時間を明記して保管する。

### 4 体調不良を訴えた生徒等への対応

- (1) 生徒や教職員が異常を訴えた場合は、養護教諭による個別の問診や調査を行い、必要により学校医の診察を受けさせ、その判断、指導に従う。

### 5 関係機関への連絡及び連携

- (1) 状況を教育委員会、保健所、水道事業体、学校医、学校薬剤師へ連絡し、今後の対応についての助言を得る。
- (2) 学校薬剤師に検査を依頼する。
- (3) 必要があれば飲料水を確保するため、水道事業体への給水車の出動等を依頼する。

### 6 その他

- (1) 保護者に対し、水質に異常が発生したこと及び学校の対応策について文書で知らせ、理解と協力を求める。
- (2) 緊急対応策として、授業を中止し、全校生徒を下校させる措置をとることも考えられる。
- (3) 平素から給水経路を確認しておき、実情に応じた適切な措置を図ることが大切である。

#### ◆未然防止のポイント

##### ① 日常点検の徹底

- ・ 養護教諭や衛生管理責任者による日常の水質点検、管理を徹底し、点検後は記録に残し保存する。管理職は必ずその記録に目を通す。

##### ② 定期検査の実施

- ・ 飲料水の定期水質検査は、毎学期1回行う。
- ・ 簡易専用水道等の受水槽については、1年以内ごとに1回定期的な清掃を行う。
- ・ 受水槽や高置水槽、蛇口等の施設設備の点検（施錠、故障、清潔等に留意）は、定期水質検査時に合わせて行い、それに伴う修繕等適切な措置を講じる。点検結果は記録して保存しておく。

##### ③ 飲料水の異常の早期発見

- ・ 教職員及び生徒には、平素から、飲料水の色、濁り、臭気、味等について関心をもたせ、万一異常を発見したときは、直ちに使用を中止して報告するように周知しておく。

## ⑬ 火 災

- ・ 生徒及び教職員の安全確保を最優先に、状況に応じた迅速な対応が求められる。
- ・ 火災により生徒が精神的に動揺していることが考えられるので、安全に避難できるよう、生徒を落ち着かせる対応も必要である。

### 1 安全確保

- (1) 火災が発生すれば、火災報知器により全校に通報すると同時に事務室に電話をし校内放送をする。  
事務室はただちに消防署に連絡する。
- (2) 教職員は、火災が発生したら火災訓練を活かし、臨機応変（煙のこない方向を考えて）に安全な避難場所（運動場）に生徒を誘導する。
- (3) 校舎内に生徒が残っていないかどうか確認する。

#### 【教職員の留意事項】

- ① 通報後、速やかに担当場所（別紙）につく。
- ② 行動は、静粛かつ敏速に行い、放送、本部等の指示には十分注意する。
- ③ 廊下、階段、昇降口、出口においては、特に混雑による事故防止に万全を期す。
- ④ 身体障害生徒がいる場合、その避難には十分に注意を払う。

#### 【生徒の留意事項】

- ① 校舎内では、走らず早足で歩くこと。私語はしない。
- ② 集会の隊形に集合し、ホーム主任の点呼を待つ。
- ③ 事故が発生したら、最寄の教職員に知らせ、勝手に所定の場所を離れない。

#### 【その他】

- ① 運動場では、速やかに集会の隊形にホーム主任は整列させる。
- ② 整列後、生徒の出欠を名列表により点呼確認し、本部へ連絡する。確認済みのホームはその場に座る。
- ③ 異常のある場合は、本部の指示があるまで生徒をその場に待機させる。
- ④ 火災発生の時間により、教科担当が点呼確認する必要性のある場合もある。

## ⑭ 地震災害

- ・ 生徒及び教職員の安全確保を最優先に、状況に応じた迅速な対応が求められる。
- ・ 突然の地震により生徒が精神的に動揺していることが考えられるので安全に避難できるように生徒を落ち着かせる対応も必要である。

### 1 安全確保

- (1) 授業担当教員は、地震を感じたら生徒に窓やロッカー等から離れ机の下にもぐるよう指示する。
- (2) 身を隠す所がない場合は、落下物から身を守るため本などで頭を保護し、低い姿勢をとるよう指示する。
- (3) 出入口を開放するなど避難口を確保する。

### 2 火気の始末

- (1) 特別教室等で火気を使用中の場合は、直ちに教職員が消火しガスの元栓を締める。

### 3 情報収集

- (1) 揺れが収まったら、救護活動や避難の円滑な実施のため、迅速な情報収集を行う。

#### 【授業担当教員】

- ① 生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全性（教室及び教室周辺の被害状況、転倒・落下の可能性のある物等）を確認する。
- ② 生徒の不安を増大させないよう、原則としてその場を離れない。

#### 【授業の無い教職員】

- ① 分担して各教室に急行し、授業担当教員から生徒の状況を聞き取る。
- ② 避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況等を確認して管理職に報告する。
- ③ 必要な場合は、授業担当教員や養護教諭と連携して負傷生徒の救急処置に当たる。

#### 【管理職（学校防災本部）】

- ① 状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難の実施方法等を決定する。
- ② テレビや携帯ラジオ等で地域全体の被害状況等を把握する。
- ③ 学校の被害状況を踏まえ、管理職の判断により「学校防災本部」を設置する。

### 4 避難の指示及び誘導

#### 【管理職（学校防災本部）】

- ① 揺れが収まり、避難経路及び避難場所の安全性が確認できた後、教職員や生徒に校内放送等を通じて避難の指示を行う。

#### 【授業のない教職員】

- ① 避難経路、避難場所において避難の誘導と安全性確保に努める。
- ② 校内放送が使用できない場合は、各教室に避難指示を伝える。ハンドマイクを用いて校庭から伝えることも有効であるが、必ず指示伝達の確認を行う。

#### 【授業担当教員】

- ① 指示により避難を開始する。その際、走らないこと、話をしないことなど落ち着いて行動するよう指導する。

## 5 避難場所での対応

- (1) 教職員は名簿による人員確認、負傷者の状況確認を行い、管理職に報告する。
- (2) 管理職は生徒や教職員の負傷の程度によっては、速やかに救急車の要請を行うよう指示するとともに、養護教諭等による救護班を組織し対応に当たる。
- (3) 生徒や教職員が負傷した場合は、それぞれ保護者や家庭に連絡するなどの措置を行う。

## 6 教育委員会への報告

- (1) 管理職は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要があれば支援要請を行う。

## 7 その他

- (1) 施設設備の点検を行い、安全確認をする。
- (2) テレビや携帯ラジオ等での的確な状況把握を行う。
- (3) 校区内の被災状況等を教育委員会等の関係機関や地域の情報から正確に把握する。
- (4) 通学路の安全確認や、交通機関の運行状況の確認を行う。
- (5) 生徒を下校させる場合は、保護者と連絡が取れるまで学校に待機させるなど、状況に応じた対策をとる。

## ⑮ インターンシップ等校外活動における事故

- ・ 生徒の安全確保を最優先に、状況に応じた迅速な対応が求められる。
- ・ 校外活動の場合、対外的な事業所・企業等との連携を図ることが求められる。
- ・ 校外活動の場合に応じた対応を常に確認しておく必要がある。

### 1 応急処置及び安全確保

- (1) 連絡を受けた教職員は、救急車の手配を行うとともに、負傷の程度を確認する。
- (2) 直ちに病院及び現場に教員が急行する。
- (3) 病院及び現場から再度、学校へ教員が連絡する。

### 2 負傷した生徒の保護者への対応

- (1) 負傷した生徒の保護者へ連絡を取り、負傷の状況や搬送先の病院名を報告する。
- (2) 管理職・授業担当教員が、負傷した生徒を見舞い、負傷した生徒の保護者に正確な報告をするなど、誠意ある対応を行う。

### 3 対外的な窓口の一本化

- (1) 管理職は高知県教育委員会事務局へ報告を行い、事後の対応について指示を受ける。
- (2) 関係機関や報道機関など対外的な対応は、管理職があたり窓口を一本化する。

### 4 その他

独立行政法人、日本スポーツ振興センター災害共済給付の請求手続きは、養護教諭が行う。

## ⑩ 弾道ミサイル発射

- ・ 生徒の安全確保を最優先に、状況に応じた迅速な対応が求められる。
- ・ 避難行動の基本形を確認し J アラート等の緊急情報に従った行動をとる。
- ・ 緊急情報により生徒が精神的に動揺していることが考えられるので安全に避難できるよう生徒を落ち着かせる対応も必要である。

### 1 Jアラート第1報（発射情報）後の避難行動

#### 【屋内にいる場合】

- (1) できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動させる。
- (2) 床に伏せて頭部を守るよう指示する。
- (3) 第2報まで姿勢を維持させる。

#### 【屋外にいる場合】

- (1) 近くの建物の中や地下に避難させ、床に伏せて頭部を守るよう指示する。
- (2) 近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守らせる。
- (3) 第2報まで姿勢を維持させる。

### 2 Jアラート第2報（落下場所、通過場所等の情報）後の対応

- (1) 追加情報により安全が確保されたことを確認してから避難を解除する。
- (2) 安全が担保されない場合は避難を継続する。
- (3) 不審なものを発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防に連絡する。